

7工第1298号

令和8年3月9日

建設業労働災害防止協会 福岡県支部長 殿

福岡県商工部工業保安課長



建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

貴協会におかれましては、日頃から建設業に係る労働災害防止にご尽力いただき、御礼申し上げます。

標記の件につきまして、ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、ガス管を損傷する事故が毎年発生しています。建設工事等によりガス管を損傷するとガスが噴出し、場合によっては火災・爆発を引き起こす等、非常に危険な状態となります。

建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生を防止するため、経済産業省から建設工事等事業者への周知依頼がありましたので、貴協会員に対して御周知いただきますようお願いいたします。

なお、経済産業省のホームページへの掲載は近日中に実施される予定です。

（参考資料）

- ・建設工事等事業者向けパンフレット